

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉田町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県吉田町長

## 公表日

令和6年9月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	1 被保険者の資格管理 2 保険給付 3 保健事業 4 被保険者証の交付(短期被保険者・資格者証を含む) 5 限度額認定証交付や保険証再交付等に伴う、個人番号カードを用いた本人確認 6 国保税の賦課・徴収業務 7 国保税の滞納整理業務 8 情報提供に関する事務 9 オンライン資格確認に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム(資格管理、給付管理)、宛名管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、共同電算システム、特定健診システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバー、健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル、国保給付情報ファイル、国保賦課情報ファイル、国保特別徴収情報ファイル、国保収納情報ファイル、国保滞納情報ファイル、国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24、44の項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71、160の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、71、83、87、111、115、125、131、137、141、144、145、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認の業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課 国保部門 / 税務課 住民税部門
②所属長の役職名	町民課長 / 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 行政部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 国保部門 / 税務課 住民税部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2103、2107

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	II 1 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	II 2 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 1 いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2 いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II 1 いつ時点の集計か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II 2 いつ時点の集計か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I 3 法令上の根拠		国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年9月1日	I 4② 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号及び別表第二における第三欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれる項	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び別表第二における第三欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれる項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和5年9月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II 2 いつ時点の係計か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	I 3 法令上の根拠	(なし)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和5年9月1日	I 4② 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44及び45の項	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45及び121の項	事前	
令和6年9月1日	I 1 ②事務の概要	1 被保険者の資格管理 2 保険給付 3 保健事業 4 被保険者証の交付(短期被保険者・資格者証を含む) 5 限度額認定証交付や保険証再交付等に伴う、個人番号カードを用いた本人確認 6 国保税の賦課・徴収業務 7 国保税の滞納整理業務	1 被保険者の資格管理 2 保険給付 3 保健事業 4 被保険者証の交付(短期被保険者・資格者証を含む) 5 限度額認定証交付や保険証再交付等に伴う、個人番号カードを用いた本人確認 6 国保税の賦課・徴収業務 7 国保税の滞納整理業務 8 情報提供に関する事務 9 オンライン資格確認に関する事務	事後	
令和6年9月1日	I 1 ③システムの名称	国民健康保険システム(資格管理、給付管理)、宛名管理システム、国保総合システム、共同電算システム、特定健診システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバー	国民健康保険システム(資格管理、給付管理)、宛名管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、共同電算システム、特定健診システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバー、健康管理システム	事後	
令和6年9月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条	番号法第9条第1項 別表24、44の項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和6年9月1日	I 4② 法令上の根拠	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45及び121の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号及び別表第二における第三欄(情報提供者)に「医療保険者」が含まれる項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	(照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71、160の項 (提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、71、83、87、111、115、125、131、137、141、144、145、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認の業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和6年9月1日	II 2 いつ時点の係計か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	II 2 いつ時点の係計か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	